

## 平成 30 年度岩手県青少年問題協議会 会議録

### 1. 日 時

平成 31 年 1 月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

### 2. 場 所

盛岡合同庁舎 8 階 講堂 B

### 3. 出席者

#### (1) 委員 (17 名)

- ① 酒 井 久美子 委員
- ② 久 保 智 克 委員
- ③ 菅 井 雅 之 委員
- ④ 馬 場 香 樹 委員
- ⑤ 山 田 潮 里 委員
- ⑥ 五十嵐 のぶ代 委員
- ⑦ 小笠原 栄利子 委員
- ⑧ 千 田 幸 江 委員
- ⑨ 佐 藤 晋 委員
- ⑩ 千 村 隆 委員
- ⑪ 植 田 満 委員 (代理 鈴木 宏信)
- ⑫ 後 藤 博 一 委員 (代理 行徳 伸一郎)
- ⑬ 中 村 悟 雄 委員
- ⑭ 村 上 操 委員
- ⑮ 佐久山 久美子 委員
- ⑯ 高 橋 嘉 行 委員 (代理 橋場 中士)
- ⑰ 大 友 宏 司 委員

#### (2) 事務局 (6 名)

環境生活部 : 1 名

高橋副部長兼環境生活企画室長

環境生活部若者女性協働推進室 : 5 名

古舘若者女性協働推進室長

工藤青少年・男女共同参画課長

千葉主任主査、鈴木主任主査、篠木主査

## 【 会 議 】

### 1 開会（古舘室長）

それでは、私の方で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。本日の出席いただいている委員でございますが、委員総数 20 名のうち、代理出席を含めまして 17 名の方に出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県青少年問題協議会設置条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の審議の内容は、協議会運営要領第 5 条第 4 項により、会議録を公開することとしておりますことを申し添えます。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長の大友から御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ（大友環境生活部長）

環境生活部長の大友でございます。平成 30 年度岩手県青少年問題協議会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変ご多忙中のところ、また天候の悪い中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、日頃から青少年の健全育成につきまして格別の御理解と御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

県内では、これまで減少傾向にあった刑法犯少年の検挙・補導人員が 2 年連続で増加しており、犯罪少年の再犯者率も過去 10 年間で最高であった昨年を更に上回っています。

また、コミュニケーションアプリやソーシャルネットワークワーキングサービスに起因する犯罪被害やいじめ・自殺の発生等、青少年を巡る問題は引き続き厳しい状況でございます。

県といたしましては、当協議会で御審議をいただきながら、平成 27 年 3 月に改定いたしました「いわて青少年育成プラン」に基づき、各市町村や関係機関、団体、地域住民等との連携を基に、有害環境の浄化や少年補導、若者の活躍支援、若年無業者の就業支援を推進しているところであります。

本日は、青少年育成プランの進捗状況の御報告、国のインターネット関連計画に関する情報提供をさせていただきまして、委員の皆様方の御意見を、来年度改訂作業に入ります「いわて青少年育成プラン」等、その後の取組に活かしていきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

### 3 委員紹介

[出席委員を紹介（古館室長）]

#### 4 議事

##### (1) 会長選任

【古館室長】

次に、会長選任に入らせていただきます。条例第3条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとなっております。互選の方法等につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。

【村上委員】

よろしいですか。事務局で何か案があればお願いします。

【古館室長】

はい。只今、事務局の方から何か案が、ということにつきまして、村上委員からお話がありました。事務局の案をお示しするということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【古館室長】

事務局といたしましては、岩手県PTA連合会顧問の五十嵐委員にお願いしたいと考えておりますけれども、皆様いかがでございましょうか。

異議がないようですので、会長は五十嵐委員にお願いいたします。五十嵐会長には会長席の方に御移りいただくようお願いいたします。

ここで、会長に選任されました五十嵐委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【五十嵐会長】

皆さん、こんにちは。只今御紹介に預かりました、岩手県PTA連合会、前会長、現在は顧問を務めております五十嵐のぶ代と申します。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議ですが、資料の中にも皆さんお手元の中にあると思いますが、「いわて県民計画」といって、岩手県民一人一人の幸福ということを大きなテーマに2019年度から2028年度、この10年間の生活プランを県の方で提案しているところであります。

その中でも本協議会につきましても、主に青少年の部分ということで関わっていく大事な1年間になるのではなかろうかと私も伺っておりますので、本日は様々な皆様のお立場から、いろんな意見・質問を出していただければと思っておりますので、ど

うぞよろしくお願いいいたします。

**【古館室長】**

続きまして、条例第 3 条第 3 項の規定によりまして、会長の職務代理者は会長が予め指名することとなっておりますので、五十嵐会長から御指名をお願いしたいと思います。

**【五十嵐会長】**

はい、それでは会長の職務代理者には、岩手日報社編集局報道部長の佐藤委員を指名したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

**【古館室長】**

ありがとうございました。それでは、会長の職務代理者に御就任いただく佐藤委員、まずはどうぞよろしくお願いいいたします。

**【古館室長】**

続きまして、議事に入ります。条例第 3 条第 2 項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行は五十嵐会長にお願いいいたします。

**【五十嵐会長】**

はい。それでは議事に先立ちまして、協議会運営要領第 5 条第 3 項に基づく会議録署名人の指名をさせていただきたいと思います。

本日の会議録署名人として、株式会社ワイズマン総務部人事課課長の山田委員、そして盛岡市子ども未来部子ども青少年課課長補佐の佐久山委員をお願いします。よろしくお願いいいたします。

**(2) 報告**

「いわて青少年育成プラン」の取組状況について

**【五十嵐議長】**

それでは会議の次第に沿って議事を進めて参ります。議事の(2)報告「いわて青少年育成プラン」の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、御質問等は説明が終わった後にまとめてとりたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

[事務局(工藤課長)から参考資料 1 より「いわて青少年育成プランの概要」について説明]

[事務局（鈴木主任主査）から資料 1-1、1-2、1-3、1-4 より「いわて青少年育成プランの取組状況」について説明]

[事務局（篠木主査）から資料 1-5 より「若者活躍支援の取組」について説明]

**【五十嵐議長】**

はい、ありがとうございました。只今の説明について、皆さんから何か御質問等ないでしょうか。

私の方からまず一点質問させていただきます。

1 頁目の不登校児童生徒数のところですか。

C の判定が出ているんですが、数が増えているのはよろしくないということは当然分かっていますが、岩手県は、調査の結果、全国的にもワーストではないところで上位にポジションあると認識しております。ということは、県としては、全国的には高水準ということですよ。

不登校の原因は多岐に渡っていて、非常に解決するのが難しいというお話を伺っています。いつまでも同じ数値だと達成しないと思いますので、目標値の設定の見直しというところはお考えになっていないかどうか、そのところを伺いたいと思います。

**【古館室長】**

青少年プランの指標でございますけれども、この指標については、平成 28 年の審議会の中で了承いただいた形で進めさせていただいています。

その際の考え方といたしまして、いわて県民計画のアクションプランに合わせながら、この数値については目標を立てていこうということを、整理させていただいたところですよ。

来年度から新しい総合計画の期間となっておりますので、来年度の指標等につきましては、次回の協議会の時点で再度皆さんと御相談させていただいて決めていくこととします。

また、その後の指標の設定についても、青少年プランの有り方を来年度検討することにしておりましたので、その中でまた検討させていただきたく考えております。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございました。ぜひ現実に即した目標設定をしていただきたいと思います。皆さんから何かございますか。

**【佐藤委員】**

青少年育成プランも冊子によると青少年、対象は0歳から30歳ということです。

それぞれの年齢とか世代をすべて網羅して、全体として青少年を育成していこうということなんですが、今県で進めてらっしゃいます、この年頃、特に難しいなとか、ここ課題だなというところがあれば教えていただきたいです。

**【工藤青少年・男女共同参画課長】**

人口減少の部分とか、若者の定着という部分からすると、高校が終わって大学とかで県外へ出て行ってしまふ、あるいは就職で県外へ出て行ってしまふ、そういう若者達をいかに県内に引き止めるかというところを重点的に考ており、そこの支援というのは非常に重要と思っております。

それで、若者活躍支援という部分で御説明させていただいたところを、特に我々の部域の中では力を入れていく予定です。

小学校、中学校、高校の各過程における支援も重要ではございますけれども、我々の部域としましては、若者定着、岩手に若者達が残ってもらふ、残ってそして更に活躍してもらふ、そして岩手の将来を担ってもらふという部分を中心に考えています。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございます。佐藤委員よろしいでしょうか。他に皆さんからございますか。

**【中村委員】**

若者が県内から流出する現状の対策ということで、「いわてで働こう推進協議会」がありますが、それとの関係はどのように進めておられるでしょうか。

**【五十嵐議長】**

お願いします。

**【工藤青少年・男女共同参画課長】**

商工労働観光部が行っている「いわてで働こう推進協議会」などの施策にも協力しながら、子育て支援というところも一緒になり、この三者で取組を一緒に連携して進めていくところでございます。

**【五十嵐議長】**

中村委員、よろしいでしょうか。他に何か、お願いします。

**【小笠原委員】**

今年の「わたしの主張岩手県大会」で、最優秀賞の方の発表を聞かせていただいたの

ですけれども、北海道・東北ブロックの代表になってよかったなと思いました。

全国大会が東京であったという先程の御説明でありましたが、全国ではどんな成績だったのかなと気になりまして、お聞きします。

【五十嵐議長】

事務局、お願いします。

【鈴木主任主査】

国立青少年教育振興機構の理事長奨励賞を受賞ということになります。

【五十嵐議長】

ありがとうございました。小笠原委員、よろしいでしょうか。他に皆さんから御質問等ございませんでしょうか。

【佐久山委員】

困難を抱えている青少年が増えている中で、青少年なやみ相談室の存在はとてもいいものだと思っております。

相談件数が 401 件ということですが、この相談の状況というのは、年度毎で増減はあるのかという点と、現在 SNS、LINE での相談の受付の取組について、そちらの方も取組まれる予定があるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

【五十嵐議長】

事務局、お願いします。

【鈴木主任主査】

平成 29 年度の相談数は 541 件でございます。平成 28 年度は 622 件、ということで若干減ってきてはいますが、内容が若干複雑化と申しますか、多様になってきているということですか。

SNS 相談につきましては、方向性を検討しておりまして、現在は、調査・研究の段階です。

今後は、先進地の視察等を含めて、本年度からの取組を進めております。

来年度は研究・調査を重ねて、相談機関と検討を重ねながら、できるだけたくさんの方に相談窓口が広がるような取組にしていきたいと考えております。

【五十嵐議長】

はい、ありがとうございます。佐久山委員、よろしいでしょうか。他に皆さんからあ

りませんか。

では次に移ってよろしいでしょうか。

### (3) 情報提供

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）について

#### 【五十嵐議長】

では（3）の情報提供について、事務局よりお願いいたします。

[事務局（千葉主任主査）から資料2より「青少年インターネット環境整備基本計画の概要」について説明]

#### 【五十嵐議長】

はい、ありがとうございました。只今の説明について何か皆さんから御質問等ないでしょうか。酒井委員、お願いします。

#### 【酒井委員】

「SNS等に起因する青少年の犯罪被害等の増加」というところですが、SNSに関連する被害は過去最大になっていますね。

そして、出会い系サイトはやや減少ということで、私も高校生の指導をしていますが、最近本当にSNSとか出会い系サイトに絡むことが増えてきていると実感しています。

ただし、タイムリーに把握ができず、後になってから問題を知ることがあり、生徒の実情が見えない状況になっていますので、予防や指導がかなり難しいと感じております。

これはやっぱり高校生が多いんでしょうか、それとももっと低年齢化しているんでしょうか。それからSNSの犯罪っていうのは具体的にどういうものを指しているのか、もしお分かりになればお聞きしたいと思います。

#### 【五十嵐議長】

はい、ありがとうございます。事務局、お願いします。

#### 【千葉主任主査】

年齢については、8頁の「【参考】青少年のインターネット利用率」というところを見ていただければと思います。

これを御覧になりますと、9歳から急激に上がっており、17歳までにはほぼ100%ということになっておりまして、御指摘のとおり、インターネットの低年齢化に伴い、被害



に遭う青少年の年齢層も段々高くなっているというところです。

被害者層は中学生・高校生というのが主体ではあるのですが、いじめ等に絡むところも含めると小学生まで範囲が及んでいるというような現状です。

県では、指導者に対する情報メディア能力養成出前講座を実施しており、今のところ、主に中学生・高校生の指導者を対象としておりましたが、これからは徐々に広げまして、例えば小学生・幼稚園・保育園の指導的立場にある方についても、徐々に広げていければと考えております。以上でございます。

【五十嵐議長】

ありがとうございます。酒井委員、よろしいでしょうか。

【酒井委員】

あの、いじめが多いということでしょうか。

【千葉主任主査】

いじめ、例えば SNS に絡んでいる問題として、今までは当然性犯罪とか、後はネットに絡む犯罪関係が多かったのですが、例えば LINE を使ったいじめについては、最近目に見えて問題化しているというところで、いろいろと関係機関と対応を協議しながら進めていかなければと思っています。

ただ、SNS のいじめがどれぐらいあるかという実数については、まだ統計とかございませんので、はっきりとしたお話はできませんが、そういう対応していきたいと考えております。

【五十嵐議長】

酒井委員、よろしいでしょうか。

【酒井委員】

はい、ありがとうございます。

【五十嵐議長】

他にどなたか質問等ないでしょうか。

はい、馬場委員、お願いします。

【馬場委員】

高校現場ですと、生徒のスマートフォンの所有率はほぼ全員という印象があるのですが、中学校あるいは小学校の生徒がどのくらい所有しているのでしょうか。

これは何か県の方で推計とかそういったものはあるのであれば教えていただきたいのですが、お願いします。

**【千葉主任主査】**

取得率については、特にインターネットの利用率に関する数字については持ち合わせておりませんでした。

教育委員会さんの方ではございませんでしょうか。

**【橋場委員代理】**

抽象的な話になりますけれども、中学校は6割、7割ぐらい、小学校は5割を超えそうかどうかという段階にきていると思います。

ただ、小学校は1年から6年まで幅が広いので、どの年代をターゲットにした数字かは分かりませんが、高校並みに迫ってきている状況と思われます。

**【五十嵐議長】**

橋場委員、ありがとうございます。馬場委員、よろしいでしょうか。他に皆さんから何かないでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

**【佐藤委員】**

国としてこういう、それぞれの立場で役割を果たすよう方針を立てていることは分かりました。また、県としても、広報とか啓発に力を入れていることも理解しました。

となると、結局のところ、学校か、各家庭が勉強した上で、指導していかなければならない感じに見えます。

結局のところ、家庭や学校で行き詰ってしまい、そこで何かが必要な段階なんだと思いますが、その辺の考えを伺えればと思います。

**【五十嵐議長】**

事務局、お願いします。

**【古舘室長】**

この計画は、事業者の方に義務を負わせるという形になっておりまして、特にインターネットにフィルタリングをかけることを重点に書かれています。

社会の中で、県の施策で進めておりますメディアリテラシーの研修も手段の一つではありますが、まずはしっかりと入口のところで対応するということです。

そのためにも、事業者等にも御協力をいただきながら、インターネットの入口のとこ

ろに規制をかける、つまりフィルタリングをかけることと並行して、メディアリテラシーを青少年に指導する人材育成というものを、民間の事業者や県の関係機関と連携しながら対応していくということが大切と考えております。

#### 【五十嵐議長】

佐藤委員、よろしいでしょうか。

あの、私の方から一点、フィルタリングや SNS の話がでていますが、LINE は正直便利だと思います。例えば高校では、部活動や授業に関する連絡が、LINE 等で発信されるところもあります。

LINE の便利なところは、既読が付くので、部員の中で誰が見たか見ないのかというのが分かることです。

子どもに LINE を使わせようとする、普通にインストールすればフィルタリングの一番低い設定になってしまいます。そういったところは保護者が分かっていないと、きちんとした使い方が子どもにも教えることができない。それが、子ども同士のトラブル、家庭教育の問題に起因することが多いのではと常日頃思っています。

なので、指導者に対するアプローチも必要ですが、保護者に対してこういったやり方ですとか、フィルタリングにもランクがあるんだよとか、そういうことを知らない方々がたくさんいらっしゃるの、保護者にもアプローチしていかなければ、なかなか犯罪も減っていきませんし、使い方を誤る子どもがこれからも出続けると思います。

まだまだ大変難しいところはありますが、今後そこもターゲットにして活動していただければと思います。

皆さんから他に何かないでしょうか。お願いします。

#### 【千田委員】

今、フィルタリングについてのお話が出ましたので、情報提供として、1つ付け加えさせていただきたいのですが、当社では修理センターも併設しております、いろいろな修理の案件が入って参ります。

最近多いのが、元を辿ると購入するのは親、使用するのは10代の未成年というもので、要は成人した大人が買うので、フィルタリングという認識は量販店さんではございません。

ですから当社では、使用するのはだれかを確認することにしましたが、まだまだ量販店さんでは、その辺理解不足な部分がございます。売って終わりではなくて、使用する側も子どもに使わせるのかどうかを聞くべきだと思います。

また、子どもが大学に行ってしまうと、大学に行く過程で成人になりますので、途中で自分が欲しいものを購入すると、今度は自分名義で購入となります。そうしたときに、フィルタリングの重要性を分らないと、さまざまな犯罪に巻き込まれるのではと思い

ます。

要は、契約者が親、使用者が子どもであれば、契約者の契約になってしまいますので、使用者がいくら未成年であっても、その辺は販売する側もそこまでチェックはしません。ただし、契約者や使用者が希望すれば販売者は契約した携帯電話に対して制限をかけてくれます。

使用者に対してフィルタリングを勧めるだけでなく、自分自身がフィルタリングをかけようという意識を持たなければ、また自己防衛をしなければ、悪質な広告が入ってきたり、それに伴ってウィルス感染したり高額請求されたりと被害に遭う状況に進んでいくと思いますので、その辺も今後参考にしていただけたらと思います。

#### 【五十嵐議長】

ありがとうございます。せっかくなので、これまでの事務局からの報告等について、皆様お気づきの内容、または日頃青少年育成支援についてお考えの内容について、率直にお話いただきたいと思いますがどなたか、菅井委員お願いします。

#### 【菅井委員】

県の中学校校長会でも、毎年、生徒・児童の実態調査を全県下の中学校にかけておりまして、先程、スマートフォン・携帯端末等の所持状況についても、先程教育委員会課長からお話のあった通りの数字が出てきているということで、数年前とは違った高い率での所持状況になってきています。小学校でも相当所持率が高くなっている状況のようですが、それに対して管理・監督する保護者の意識はどうか、そこが心もとないと感じているところです。

この問題を喫緊の課題と捉えてらっしゃる県の施策の上で、どうすればこれをいい方向に犯罪を抑止したりすることができるのかと考えたときには、やっぱり親御さんにしっかり理解してもらうことになろうかと思いますが、中学校の段階で親御さんに啓発しても、もう遅いのです。もしかすると、小学校でもう遅くなってきている。

では、どの段階かっていうとその前なんです。そうなると、お子さんを生んだ後の親御さんに対する携帯端末の教育の仕方とか、親御さんの立場として、どう考えてそれに向き合うかということ啓発することが、非常に重要と思います。私たちが思っている以上の速度で、情報化の波というのは押し寄せていると感じています。

また、全国の中学校長会等の調査機関で見たところ、全国ではインターネットに関する被害の割合が非常に高いのですが、本県はまだ低い状況にあります。しかし、今後、岩手県も被害が増える方向に進むことが予想されますので、外部からの有害情報等に対して、どうそれを跳ね返すかという啓発とか、そういうところにスポットを当てた形での施策も必要になってくると感じております。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございます。御意見ということでよろしいでしょうか。他に皆さんから何かありますでしょうか。せっかくの機会なのでぜひ御発言いただければと思います。久保委員さん、何か小学校長会の方で何かありませんか。

**【久保委員】**

情報機器の活用や使用状況について、小学校の方ではおおむね6年生で主体とした調査を例年実施しており、今年度は約35%が該当しています。やはり、低年齢化しているのはその通りですし、使い方について考えなければならぬところです。

現在、小学校で進めているのは、持つ・持たないではなく、適切な使い方について、学校でも指導していくことが中心となっております。そのときに、やはり子どもだけではなく、親も一緒に学習してもらおうといったところを各学校の実践としては取り組んでおり、効果があるということも認められます。

ただ、学校としての課題は、親の方に働きかけをしても、仕事の都合などでなかなか一緒に集まらない、という課題とがあります。小学校、中学校、それぞれ頑張っているところですので、支援のほどお願いします。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございます。まだ、御発言のない方にちょっと発表いただきたいと思います。山田委員さん、いかがでしょうか。

**【山田委員】**

私たちの業界は、情報サービスを扱っており、問題として挙がっていた情報サービスやSNSというところは、むしろ促進する業界として存在しています。青少年を取り巻く問題がある一方で、岩手の青少年が国とか世界で活躍するという、これからの岩手を背負って立つという話もある中で、そこの両立するというのがすごく難しいと思って聞いておりました。

私たちは、法人向けのソフトウェアを扱っているところから、青少年に関わる部分が少ないのかなと思いましたがけれども、促進する側と、または抑制をかけなければいけない部分というところで何か協力して推進できるような部分があれば、私も取り組んでいきたいと思ったところです。

また、現状における青少年の問題を議論するためにこういう協議会があると理解しているんですが、できれば明るい話題と言いますか、こういう活躍をしている人たちがいるというようなことを発信していただけると、もっと岩手に住む青少年の方々が活躍できるような情報を受けられるのではと思います。

青少年のために随分事業を推進していることは、今日資料を見て初めて知りましたの

で、ぜひ発信する場を作っていただければと思います。

**【五十嵐議長】**

山田委員さん、ありがとうございました。それでは、まだ御発言のなかった千村委員さん。

**【千村委員】**

今日は大変参考になる話をお聞きました。ありがとうございました。

青少年の犯罪被害者にならない、被害に遭わないということがとても大事で、そこにきっと焦点が当てられていたと思いますけれども、インターネットや SNS 等に関して、知らないうちに加害側に回ってしまうということもあると思います。

インターネットが絡むと、犯罪をするハードルが低くなるのか、気づかないうちに加害側に回ることもあります。保護者に対する教育・啓発も大事ですけれども、青少年自身がこの便利なものをどう使っていくのかというところを、段階的により一層教育していくということも非常に大事なのかなと思いました。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございました。続いて、植田委員の代理でいらっしゃる鈴木さん、お願いします。

**【鈴木委員代理】**

今日は、教育の現場の方の実情や、県のいろいろな取組について、改めて勉強になるところもたくさんありました。

鑑別所の方で啓発できることはそれほどありませんが、その中で感じる場所は、例えばインターネットに関しては、例えば LINE とかグループチャットに見られるように、昔も今も子どもはどこかに所属しなければいけないという気持ちがあるのだと思います。その中の自分の立ち位置をどのように確保していくのか、また、自分を認めてもらいたい、自分に目を向けてもらいたいという気持ちがある、そのグループ内でのルールを利己的で排他的にしているような気がします。

社会一般では、そういったルールは良くないと注意することができますが、インターネットではグループ内しか知らないやりとりなので、自分の想定していたのとは全然違うところまで話が広がってしまって、取り返しのつかないことになったという事例は結構聞いています。

ですから、我々も青少年がどういう使い方をしているのかを知った上で、いろいろな教育や支援をする必要があるのかなと感じました。

それから、岩手から出て東京の方に行ってしまうという人がものすごく多いというお

話もあったのですが、現実的に岩手を出てしまう若者の理由が一つではないと思うので、岩手を出る理由は何だったのか、また岩手に残るといった判断はあったのかというところを、イメージではなくて、実際に若者から聞いたら我々もとても勉強になるのかなと思いました。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございました。では続いて、代理でいらしてる行徳さん、お願いします。

**【行徳委員代理】**

「わたしの主張大会」の発表者に関する報告が、明るい話題として提供されていましたが、実は保護所の方でも、「社会を明るくする運動」というのをやっております。この運動の推進委員長が県知事ですが、その中で小学生や中学生の生徒を対象とした「作文コンテスト」というのを実施しております。今年も、県では小学生 6 作品、中学生 6 作品ほどを選出して表彰しており、選ばれた作品は法務省で審査することとなります。なお今年も、作品 1 点が法務大臣賞の次の賞を受賞しており、もう 1 点も全国の表彰もいただいています。先生方のご苦労も多々あるのかなと思いつつも、その子達の文章を読むと、私自身がうれしくなるような文を書いている素晴らしい小中学生がたくさんいると感じました。

また、保護者に対する啓発・教育のタイミングの話題を聞いて思ったことですが、非行に走ってしまった少年達について、少年の処遇を改善する前に親の処遇を良くすれば、少年の立ち直りが早くなるということがありました。親は良いとも悪いとも監督ができないまま放置し、子どもは子どもの仲間の中で情報伝達をして、いろんなものを取り入れていくという現状はおそらく昔からそう変わりはないと感じております。

ですので、対象となる少年の資質などを考察した上で、いいタイミングで手を差し伸べてあげることが非常に大事なのではないかと思います。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございました。では、続いて村上委員から一言お願いします。

**【村上委員】**

先程、委員の方から、SNS でどんな犯罪が起きているかという御質問がありましたけれども、事務局の回答の他に何かあるとすれば、SNS 等で見知らぬ大人に誘われて性行為をされてしまうという、県の青少年のための環境浄化に関する条例内の「みだらな行為」に当たる犯罪です。

また、今一番警察として力を入れているのは、児童ポルノの問題です。

一つの態様とすれば、SNS 等で知り合った男性と親しくなり、男性側から「裸の画像

を送ってくれ」とお願いされ、そこで自分の裸体を撮って画像を送信したケースが多々あります。この場合、児童ポルノを自分の携帯電話に送らせたのであれば、それで児童ポルノの製造という犯罪になります。もしそれをインターネット上に拡散すれば、児童ポルノの提供ということになります。

実は、このような手口で主に女子高校生や中学生が被害に遭ったり、生徒間同士でも被害者・加害者になっているのが現状です。インターネットは、拡散力がすごいので広報をするのにはいいのですが、この種の犯罪においては、その拡散力が悲惨な結果を生んでしまうのです。

先程の児童ポルノのケースでも、一旦ボタンを押してしまえば、どこまで拡散するかわかりません。このような現状を踏まえ、警察では、警察官 OB の非常勤として採用しまして、中学校内の問題に対応する「スクールサポーター」を県内全体で 8 名委嘱しております。主に、副校長先生や生徒指導の先生とお会いして、そこで様々な少年の非行に関することやいじめの問題の相談に応じたり、情報提供をさせていただくほか、学校内外を巡視することもしております。

そのほか、保護者に対する啓発・教育につきましては、警察ではスクールサポーターのほか各警察署の警察官が、保護者向けの講話を実施しています。講話に関する御希望があれば可能な限り対応しますので、保護者等に周知をしていただければと思います。

#### 【五十嵐議長】

はい、ありがとうございます。それでは全体を通して皆さんからぜひここはというお話ありますでしょうか。

ないようですので、御挨拶を冒頭に頂戴いたしました。大友委員さん、まとめということで一言お願いいたします。

#### 【大友委員】

今日は、各委員さんの方から、様々御意見等を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

若者女性協働推進室は、青少年施策の関係機関の取りまとめ機関でございまして、委員の方から様々な御質問・御指摘等をいただきました。

すべてを詳細に答えきれないというところがありまして申し訳なく思いますが、今回お集まりの委員の皆様は、学校関係の方々、それから学識経験・行政関係の皆様ですので、来年度の青少年育成のプランの見直し等にあたっては、皆様の御意見をしっかりと取り入れていくこととします。

青少年の問題は、それぞれ 1 つ 1 つのセクションでとても対応できませんので、重層的な対策を盛り込んだものにしていくという目的でも、今回委員の皆様のお声を聞かせていただきました。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。



本日は、ありがとうございました。

**【五十嵐議長】**

ありがとうございました。本日の議事はすべて終了とさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

では、事務局にお返ししたいと思います。

**5 その他**

**【古舘室長】**

委員の皆様、お疲れ様でございました。御審議ありがとうございました。

次に、次第の、「4 その他」でございますけれども、事務局から2点ほど説明があります。

[事務局（千葉主任主査）から参考資料2より「次期いわて青少年育成プランに係る協議の予定」について説明]

[事務局（工藤青少年・男女共同参画課長）から参考資料3より「いわて県民計画（最終案）」について説明]

**【古舘室長】**

以上、2点についての御説明でございました。この件について何か御質問はございますでしょうか。

私も事務局も以上でございますけれども、皆さんから何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして平成30年度岩手県青少年問題協議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

**会議録署名委員**

---

---